

改正

平成23年4月1日要綱第9号

坂出市男女共同参画委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂出市における男女共同参画社会の形成を促進し、市民と行政が協働して施策を推進するため、坂出市男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の検討および推進に関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項第3号の公募の手続きは、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、市民生活部人権課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日要綱第9号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。